

ID: 122

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	十和田市保健センター条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第137号		
【基準】			
<p>第4条及び第5条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可等)</p> <p>第4条 保健センターを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を与える場合において、保健センターの管理上必要な条件を付することができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保健センターの使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 営利を目的とした催し等を行おうとするとき。 (3) 施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市立診療所条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第138号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料等の減免) 第7条 市長は、診療所の利用者に特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日